

労働災害防止団体改革検討専門委員会  
報告書(案)起草にあたっての論点

# 労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書（案）起草に当たっての論点

## 1 経営形態

設立以来「事業主の団体による自主的な労働災害防止活動」は、「国の行政指導」と車の両輪となって労働災害防止対策に取り組んできた。その結果、

- ・労働災害が大幅に減少した<sup>1</sup>
- ・会員事業場と非会員事業場との労働災害発生割合は会員事業場が低い傾向（資料1）

一定の評価ができるが、根拠法の趣旨によりふさわしい経営形態はいずれによるべきか

- ・独立行政法人
- ・一般の民間法人や公益法人
- ・特別の法律に基づく民間法人

## 2 組織規律

- ・100名を超える中央労働災害防止協会を始め、多くの理事を選任（労働災害防止団体の「5人以上」から大きく乖離）
- ・労働災害防止団体の業務執行機関<sup>2</sup>として実質的に機能しているのか、事業規模等に比して適正な人数なのか疑問（理事会の開催は年1回程度、不祥事への対応も不十分）

### ●理事数

	中災防	建災防	陸災防	林災防	港災防	鉱災防
現状	107人	73人	89人	60人	61人	24人
改革案	法に定めている理事数である「5人以上」を大きく乖離しない程度にスリム化					

- ・支部の財務状況等を十分に把握できていないなど本部のガバナンスが不十分
- ・中災防は直轄の地区安全衛生サービスセンター（全国9カ所）に加え、支部（全国47カ所）を設置

### ●支部

	中災防	建災防	陸災防	林災防	港災防
現状	安全衛生サービスセンター（9）及び支部（47）	支部に対する本部のガバナンスが不十分			
改革案	あり方を根本的に見直し	本部が全ての支部に対してガバナンスを徹底する			


<sup>1</sup> 第1回専門委員会 参考資料7

<sup>2</sup> 労働災害防止団体の法第22条第3項

理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

### 3 財務規律

- ・財務状況が厳しさを増す中、ほとんどの団体が、会費収入の全部又は大部分を支部の運営費に充当
- ・関係産業の衰退等により財政状況が悪化し改善が見込めない団体の取扱

- 
- ・労働災害防止団体として必要な事業活動が継続的に図られるよう、会費及び会費の使途のあり方について検討するとともに、一層の経費削減に努める
  - ・特に、財務状況が厳しく今後も改善が見込めないため、早晚、事業の継続が困難となる恐れが高い団体については、事業の他団体への円滑な承継についても早急に検討することが必要

### 4 業務運営

- ・本来の事業目的に対する目標設定が無く、利用者や顧客層に対するニーズや評価等の調査が不十分
- ・会員には労働災害防止規程の順守義務がありながら制度的に担保する仕組みが無く、これを努力義務として会員の順守状況を把握していない団体があるなど形骸化の恐れ



#### ●目標管理

団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、顧客等のニーズ等に関する測定を行い、PDCAサイクルによる継続的な事業改善



#### ●労働災害防止規程

適宜、規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び会員の順守状況を定期的に把握するとともに、制裁措置の導入を含め、その順守を担保する仕組みを構築することで実効性を確保

### 総括

- ・労働者の安全衛生に直接の責任を有する事業主の団体による自主的な労働災害防止活動、特に安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でない中小企業等が集团的・継続的に労働災害防止に取り組む意義は不変
- ・独仏の同様の制度は、労働災害防止に大きな役割
- ・労働災害防止団体制度自体に問題があるとすれば、制度が十分有効に活用されていないこと、すなわち運用面に問題



当専門委員会報告書を踏まえた改善等業務全般について検証する仕組みが必要